

# はじめに

この手引きは、建設業の許可を受けようとする方や変更等の届出をしようとする方のために、建設業法に基づく申請等の手続をまとめたものです。

申請書類等（許可申請書・添付書類、提示書類・提出書類）に、不足や記入漏れ等があった場合、申請等を受け付けできないことがあります。また、受け付けた場合でも、求められた許可を拒否することがあります（手数料は還付されません。）。

なお、審査において疑義が生じる場合、本書で求めている申請書類等のほかに別途追加書類を求める場合があります。

## ◎ 申請等の受付及び電話での問合せ

### 1 受付日・受付時間

月曜日～金曜日（祝日・年末年始12月29日～1月3日を除く。）

午前9時～午前11時、午後1時～午後4時15分

複数の申請等（申請・届出）をする場合は、午前9時又は午後1時の提出に御協力をお願いします。

**新規申請や業種追加申請の審査には時間を要しますので、受付終了時刻より早めに御来庁ください。**

### 2 場所・電話

埼玉県県土整備部建設管理課建設業担当（県庁第二庁舎3階）

〒330-9301 さいたま市浦和区高砂3-15-1 TEL 048-830-5176, 5177

### 3 受付

申請は原則として持参による受付です（電子申請を除く）。

郵送受付（一部の届出）については「10 許可後の注意事項」を御覧ください。

## ◎ 申請書等の入手方法

申請書等や「建設業許可申請・届出の手引き」は、埼玉県のホームページからダウンロードしていただけます（<https://www.pref.saitama.lg.jp/a1002/youshiki2704.html> 又は 建設業担当 埼玉県 で検索）。手引きは、県庁衛生会館1階の県政資料コーナーで販売しております（TEL 048-830-2543）。

## ◎ 閲覧・届出

申請書等の一部や変更届出書は、建設業法の規定により公衆の閲覧に供されます。

許可後は、毎年決算が終了してから4か月以内に変更届出書（決算報告）を、役員等・所在地・常勤役員等・営業所技術者等に変更があれば変更届出書等（届出期間は変更事由により異なります。）を提出してください。

○ 行政書士は、他人の依頼を受け報酬を得て、官公署に提出する書類（電磁的記録を含む）、その他権利義務又は事実証明に関する書類を作成することを業とすることとされています。ただし、その業務を行うことが他の法律において制限されているものについては、業務を行うことができません。

※ 行政書士又は行政書士法人でない者は、他の法律に別段の定めがある場合等を除き、他人の依頼を受けいかなる名目によるかを問わず報酬を得て、業として上記の業務を行うことはできません（行政書士法第19条第1項）。

### **建設業許可申請・届出に係る電子申請の受付について**

令和5年1月10日から建設業許可の電子申請を開始しています。電子申請システムにおいて手続きができるのは、建設業許可申請書、変更届（決算報告を含む）、廃業届の提出です。許可の承継に係る認可申請については、電子申請できません。

申請時の留意事項等については、埼玉県ホームページでご確認ください。

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a1002/kensetugyo/denshi.html>